

一九九六年六月

飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(上)

奈良国立文化財研究所



第79次出土木簡

(右 1/2  
左 1/1 部分)



第71-13次出土木簡

第75-13次出土木簡

(S = 3/4)

この概報には、さきに刊行した『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十一)』(一九九三年六月)以後、飛鳥藤原宮跡発掘調査部の行った発掘調査で出土した木簡のうち、主要なものを収録した。木簡が出土したのは、藤原宮第七一、七一一一三、七二、七五―七・一三・一五・一六、七八、七九、八〇次の各調査においてである。

木簡の出土地点と出土状況について略述し、のち釈文をかかげる。なお、遺構の詳細については当該年度の『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』や『奈良国立文化財研究所年報』等を参照されたい。

## 一、木簡出土の地点と出土状況

### 藤原宮第七一次調査(東方官衙地区、6AJF区)

一九九三年四月～八月

これまでの東方官衙地区の調査によって、内裏外郭の東辺に少なくとも三つの官衙が、南北に配置されて

いたことが明かとなっている。今回は、第五八次調査区の東、第六七次調査区の南に接し、三つの官衙区画のうち南端の官衙とその北の官衙との間で、両官衙区画の北辺と南辺にあたる位置を調査した。調査面積は一一〇〇㎡である。

検出した遺構は、①古墳時代、②七世紀中頃～藤原宮直前期、③藤原宮期の三時期に大別され、このうち、③の時期はさらに二時期に分けられる。②の遺構には、掘立柱建物一〇棟、溝三条などがあり、また③の遺構には掘立柱建物一棟、掘立柱塀四条、溝三条、石敷一面と二つの官衙の間を東西に走る宮内道路などがある。木簡は、②に属する素掘りの東西溝SD六六一六の埋土から三点が出土した。SD六六一六は、第五八次調査区から続く幅五〇cm、深さ二〇cmの溝で、調査区中央で南に折れ曲がる。

### 藤原宮第七八次調査(内裏東官衙・東方官衙北地区、5AJF区)

一九九五年三月～七月

前記の第七一次調査区の北で、第六七次調査区の東

に接して、一四〇〇m<sup>2</sup>の発掘区を設定し調査を行った。内裏東に南北に並ぶ三つの官衙のうち、中央の官衙の東辺部を中心とする位置である。

検出した遺構は、①弥生・古墳時代、②七世紀〜藤原宮直前期、③藤原宮期の三時期に大別され、このうち、③の時期はさらに前後二時期に分けられる。

②の遺構には、宮内先行条坊関連の溝や道路のほか、掘立柱建物四棟、井戸一基などがあり、また③の遺構には掘立柱建物六棟、掘立柱塀三条、土坑四基、石敷一面などがある。

木簡は、③藤原宮前半期に属する土坑SK八五四五の埋土から、二点が出土した。SK八五四五は一辺一・四mの隅丸方形の土坑で深さは〇・六mある。先行条坊の四条々間路北側溝の埋土を切って掘られ、飛鳥Vの土器を伴出する。

### 藤原宮第七五―一三次調査（東二坊大路・宮東面

・東方官衙地区、5AJB区）

一九九四年一月〜一二月

本調査は、市道拡幅に伴う事前調査で、東西一九〇mにわたって実施した。調査面積は三八四m<sup>2</sup>で、藤原宮東方官衙から、東は左京四条三坊西北坪に達する。

検出した遺構は、藤原宮直前期と藤原宮期に大別され、前者としては先行条坊東二坊坊間路とその両側溝があり、後者には東二坊大路とその両側溝、藤原宮東面大垣とその内濠・外濠がある。

木簡は、宮東面の外濠SD一七〇と内濠SD二三〇〇から出土した。出土点数は外濠が二八〇点（うち削屑二七点）、内濠が六点（削屑四点）である。

外濠SD一七〇は幅五・七m、深さ一・三mの素掘りの溝で、堆積土は上から暗灰色土、灰色粘土、灰色砂土、暗灰色粘土の四層に分かれる。木簡はすべて灰色粘土から出土した。この溝からは他に大量の棒状木片・木屑や少量の土器片・瓦片が出土し、寄生虫卵なども見つかった。

内濠SD二三〇〇は幅三・二m、深さ〇・九mの素掘りの溝で、堆積土は上から茶褐色土、黄褐色砂、暗灰色粘土、灰色砂、灰色粘土に分かれ、木簡は灰色砂から出土した。この溝からの伴出遺物は少ない。

藤原宮第七二次調査（西方官衙地区、6AJL区）

一九九三年八月～一二月

本調査は、藤原宮の西南隅にあたる地域で継続して行ってきた市営住宅の建て替え工事に伴うものである。調査面積一〇三〇㎡。

検出した遺構は、①弥生時代、②藤原宮直前期、③藤原宮期に大別され、②の遺構としては西二坊坊間路とその東側溝、掘立柱建物一棟、井戸一基などを検出し、③には掘立柱建物三棟がある。

②に属する井戸SE八〇六一の井戸枠の側板に墨書があり、その井戸の埋土から木簡一点が出土した。

SE八〇六一は、掘形が東西四・五m、南北四m、深さ三・二mの大きさで、井戸枠下段が良好な状態で遺存していた。井戸枠は、板を四枚立て、内側に上下二段に横棧をほぞ留めし、外側も二段に藤蔓で縛って固定する。墨書は北辺の側板の外側中央寄りに書かれていた。この井戸からは木簡の他に、多量の土器と櫛・槌などの木製品や瓢箪、イタチ・カエルの骨などが

出土した。

藤原宮第七五―七次調査（5AJF区）

一九九四年七月～八月

本調査は、作業小屋建設に伴う事前調査で、藤原宮の西北部にあたる。調査面積は一二〇㎡である。

検出した遺構は多数の土取り穴と二基の井戸である。そのうちの井戸SE八三五〇の底に据えられた曲物に墨書がある。

SE八三五〇は、径三・二m、深さ二・七mほどの円形の掘形をもつ、方形縦板組横棧止めの井戸であったが、井戸枠はほとんど抜き取られている。しかし底に水溜め用の曲物が三個遺存しており、このうち上段と中段の曲物の外面に墨書が認められた。ただし、釈読できたのは中段の墨書のみである。なお、井戸枠の抜き取り穴からは、一二世紀後半の特徴をもつ多数の瓦器と土師器が焼土とともに出土した。

藤原宮第七九・八〇次調査（西方官衙南地区、5  
AJG区） 一九九五年六月〜九六年二月

第七九次調査は保育所建設に伴う事前調査、その西で実施した第八〇次調査は宅地造成に伴う事前調査である。調査面積は一三二〇㎡と一七八〇㎡である。以下、二つの調査成果をまとめて記述する。

調査地は、藤原宮の西面南門から東に向かう宮内道路が、南面西門から北に向かう宮内道路に交差する地点の西北部に位置する。

検出した遺構は、①弥生時代、②古墳時代、③藤原宮直前期、④藤原宮期に大別される。このうち③ないし④に属する遺構としては、道路側溝二条、掘立柱塀五条、掘立柱建物二条、井戸四基、土坑二基などがある。今回の発掘では、西面南門の東北方にこれまで検出していた掘立柱塀による区画（東西二〇〇尺「八八m」、南北二〇〇尺「五八・五m」）の南に接して別の区画があることが新たに判明した。これも掘立柱塀が囲むもので、東西二〇〇尺「五八・八m」、南北二〇五尺「六〇・五m」に及ぶ。区画内には六間×二間の南北棟建物や

井戸などがあるが、後世の削平が著しく、確認できた遺構はそれほど多くはない。

木簡が出土したのは、その区画内の東南隅に近いところにある井戸SE八四三一から一点（第七九次）と、区画の西、外側にある土坑SK八四七一から一九二点（うち削屑一九一点）である（第八〇次）。

井戸SE八四三一の掘形は、開口部は直径二・四mの円形で、上から深さ一mのところから下は一辺一・五mの方形となる。深さは一・八mである。井戸枠は隅柱溝落とし込み横板組で、木簡はこの井戸枠内の埋土中で南西の隅柱に立てかけるような状態で出土した。木簡の内容は中国の星座「羅堰」をかたどった符籙をもつ呪符木簡である（『飛鳥・藤原宮発掘調査概報二六』参照）。

SK八四七一は直径四・六m、深さ一・三mのすり鉢状の土坑で、木簡の他に多量の土器、木製品が出土した。

木簡が出土した遺構は、伴出遺物などから、ともに③藤原宮直前期に属すると考えている。

## 雷丘北方遺跡第四次調査（左京十一条三坊）

（藤原宮第七一一三次、6AMH区）

一九九四年一月～四月

本調査は県道新設工事に伴う事前調査で、一九九一年に発見された雷丘北方遺跡の四次目の調査である。

この遺跡は飛鳥川右岸で、雷丘から小山にいたる小丘陵との間の平坦地上に位置し、七世紀後半から八世紀後半に及ぶ大規模で計画的な配置の建物群が確認されている。藤原京の条坊では左京十一条三坊の西南・西北坪にあたる。

これまでの調査で、中心部に四面庇付東西棟建物

（正殿）と、その東西に二棟ずつの細長い南北棟建物

（脇殿）、また南にも一棟の長い東西棟建物（南殿・

S B二八五〇）を配し、これらの建物群の東西南を掘立柱塀と溝で区画していたこと、また正殿が二つの坪の南北中軸線上にあり、遺跡が南北に二町分を占めていたことなどが明らかになっている。

今回は、遺跡の東への広がりとしてS B二八五〇の全容解明を目的とし、三ヶ所に調査区を設定した。調査面

積は合計四三四 $\text{m}^2$ である。

調査の結果、S B二八五〇は、当初東西一七間、南北二間の規模で、のちに南庇を付けたが、奈良時代に入り正殿の周囲に礫敷が行われた際に廃絶したこと、遺跡の東への広がりには、区画施設の一つである東西大溝がなお東へ延びること、などが判明した。

木簡は、土坑S K三二四五から一〇点が出土した。S K三二四五は東脇殿の東南方に位置し、直径〇・五m、深さ〇・三mの小さなもので、石敷の下層で検出した斜行溝S D三二四〇の堆積層中程から掘り込まれている。

## 雷丘北方遺跡第五次調査（左京十一条三坊）

（藤原宮第七五一一六次、5AMH区）

一九九五年一月～四月

前年度に引き続き、県道新設工事に伴う調査で、第四次調査の西に位置し、同坊の西南坪から東南坪に及ぶ。発掘面積は約七一〇 $\text{m}^2$ である。

調査の結果、東三坊々間路推定位置より東には七世



紀後半の整地が及ばず、前記の大規模建物群が西南・西北の二坪の占地であろうという推定を裏付けることとなった。東南坪には七世紀前半から八世紀後半にいたる建物が存在し、その状況は雷丘東方遺跡に類似している点が注目される。

木簡は、南北溝SD三五八〇から三点出土したが、いずれも削屑で釈読できない。SD三五八〇は素掘りの溝で、幅二・九×五・二m、深さ一m前後で、北流する。堆積土には木簡の他に七世紀前半の土師器・須恵器などが含まれ、溝の南辺は七世紀後半の整地土によって覆われている。

#### 右京七条一坊の調査（藤原宮第七五―一五次、5

AWH区） 一九九四年一二月～九五年二月

本調査は、市営住宅建設に伴う事前調査で、右京七条一坊の西南坪にあたる。坪内には、坪中軸線にそって正殿、後殿、脇殿、門などが配され、一町規模の宅地であることが、これまでの調査で判明している。今回は宅地の西側の部分にあたる。調査面積は三〇〇㎡

である。

検出した藤原宮期の遺構としては、池状遺構SX三八五とこれに取り付く東西溝SD三八四がある。SX三八五は主殿を囲む塀の西側に広がる、深さ〇・四mほどの底が平らな池状のくぼみで、SD三八四はそこから延びて西一坊大路東側溝に連続する。これらの遺構から七世紀後半の土器、漆付土器・トリベなど鍛冶関連遺物、和同開珎などとともに、木簡一点が出土したが、墨痕のみで釈読できない。

\*本木簡概報は一九九三～九五年度にわたる調査を対象としたが、その間に大地区名と藤原宮内の官衙地区の名称の変更を行った。ここでは、各調査報告時の名称をそのまま踏襲している。大地区名については『飛鳥・藤原宮発掘調査概報二四』を、官衙地区の名称については『同二六』を参照されたい。

## 二、凡例

(一) 木簡は出土遺構ごとに掲げ、同一遺構の中では、内容分類によって、文書、付札、その他の順に配列することを原則とした。

(二) 釈文の漢字は現行常用字体に改めたが、一部の文字については正字体・異体字を使用したものがある。

(三) 釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ・幅・厚さを示す(単位ミリメートル)。欠損しているもの及び二次的加工を受けているものは現存部分の法量を含む弧つきで示した。法量下の数字は型式番号・最下段には出土地区を示した。型式番号は次の通り。

011型式 長方形の材(方頭・圭頭などもこれに含める)のもの。

015型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの。

019型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによ

って原形の失われたもの。原形は011・032・

051型式のいずれかと推定される。

021型式 小型矩形のもの。

022型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

023型式 小型矩形で、左右に切り込みをもつもの。

031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。

032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は031・032・033型式のいずれかと推定される。

041型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの。

043型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状にし、左右に切り込みをもつもの。

049型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状にし、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

051型式 長方形の材の下端を尖らせたもの。

059型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端

は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は033・051型式のいずれかと推定される。

061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

081型式 折損・割截・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

091型式 削屑。

(四) 本文に加えた符号は次の通りである。

・ 木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

○ 木簡の上端もしくは下端に孔が穿たれていることを示す。

□□□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□□ 欠損文字のうち字数が数えられないもの。

□□□ 記載内容からみて、上または下に一字以上の文字を推定したもの。但し削屑については

煩雑になるので、この記号は省略した。

■ ■ ■ 抹消により判読が困難なもの。

々々々 抹消した文字の字画が明らかでない場合に限り、原字の左傍に付した。

「 」 異筆、追筆。

「 」 合点。

カ 編者が加えた註で、疑問が残るもの。

ママ 文字に疑問はないが、意味が通じ難いもの。

∴ 同一木簡と推定されるが直接つながらず、中間の一字以上が不明なもの。

「×」 文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所を左傍に・を付し、原字を右傍に示した。

「」 校訂に関する註のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。

(五) 釈文の出土地点の下に付した\*は、口絵図版に写真を掲げた木簡を示す。\*1は図版1に対応する。

三、木簡积文

藤原宮第七五一一三次 (5AJB)

藤原宮第七一次 (6AJF)

外濠SD一七〇

東西溝SD六六一六

・ 召 □□主□□  
□□内人□□

194.(30).2 081 DK47

・ 頓首天下達：□□<sub>〔天力〕</sub>下急  
・ 速可罷処在 故日中之：□□<sub>〔召力〕</sub>被賜 菓

(125+64).26.5 011 RQ26.27 \*2

藤原宮第七八次 (5AJF)

土坑SK八五四五

・ 菌司進上□□□□<sub>〔五尺束力〕</sub>  
・ □□部□□

(174).(9).3 081 RQ26.27 \*2

丁酉年□月□□

□□

(179).31.4 031 CL31

川内評大宅里□

(82).18.3 039 RQ26.27 \*2

・川内評桜井里人□□  
□□□□ (171).(9).4 032 RR26.27

貽貝膳 (84).(17).3 039 RQ26.27

〔竹野力〕  
□□評□□□□□□ (169).(10).4 039 RR26.27

短畳二枚 (143).(24).5 081 RR26.27 \*2

和具里人嶋直百□〔足力〕  
(175).26.6 039 RQ26.27

□須二古心太二古軍布小二古荒□ (143).(11).3 081 RR26.27

・野身里矢田部□〔若力〕  
道君閉□□〔畜一力〕 113.19.5 032 RQ26.27 \*2

・□八斗五升七合一升五□

□□ (102).(7).6 081 RR26.27

御取鮑一石□□ (196).29.4 039 RR27.28

□□〔内力〕  
□□舍人 (145).(8).4 081 RQ26.27

□ □漆部□□四人

(167).(9).4 081 RR26.27

藤原宮第七五―七次 (5AJF)

井戸SE八三五〇

内濠SD二三〇〇

承安四年十月 □□□七□  
貞□

縣主里□□直若万呂

(114).21.6 031 RR37 \*2

径520.高370 061(井戸梓) QM78

藤原宮第七二次 (6AJL)

藤原宮第七九次 (5AJG)

井戸SE八〇六一

井戸SE八四三一

□信 2360.630.45 061(井戸梓) ED42

(符籙) 鬼小 (符籙) 今 乎其

388.53.6 032 SF56 \*1

大口大大大 (111).(21).2 081 ED42

藤原宮第八〇次 (5AJG)

土坑SK八四七一

歳□□□

091 SJ79

・惠思和上三

・祥□□

127.16.3 032 JE42 \*2

雀部若

091 SJ79

□□ [宿力]

091 SJ79

有

091 SJ79

雷丘北方遺跡第四次 (6AMH)

土坑SK三三四五

# 藤原宮木簡等出土地点略図

